

北杜市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年●月●日

北杜市教育委員会教育長

北杜市教育委員会規則第●号

北杜市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

北杜市図書館条例施行規則（平成16年北杜市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「午前10時～午後6時」を「午前10時から午後6時まで」に、「午前10時～午後7時 ただし、7月の第3月曜日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時」を「午前10時から午後7時まで。ただし、7月の第3月曜日から8月31日までの期間は、午前9時から午後7時まで。」に改める。

第6条第2項中「登録ができる者」を「規定により登録ができる者」に改める。

第7条第1項中「団体利用登録（追加・修正）申込書（様式第2号）」を「北杜市図書館団体利用登録（追加・修正）申込書（様式第2号）」に改める。

第8条第1項中「北杜市図書館利用カード（様式第3号）」を「北杜市図書館利用カード（様式第3号。以下「利用カード」という。）」に改め、同条第2項、第3項及び第6項中「北杜市図書館利用カード」を「利用カード」に改める。

第21条を第22条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条第2項中「図書館資料寄贈寄託申込書（様式第9号）」を「北杜市図書館資料寄贈寄託申込書（様式第10号）」に改め、同条第3項中「寄贈寄託受領書（様式第10号）」を「受領書の発行を希望する者に対してのみ、北杜市図書館資料寄贈寄託受領書（様式第11号）」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とする。

第15条中「図書館資料複写申込書（様式第8号）」を「北杜市図書館資料複写申込書（様式第9号）」に改め、同条を第16条とする。

第14条第3項中「活動がしやすいように」を「が活動しやすいように」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「図書館資料等亡失・汚損・破損届出書（様式第7号）」を「北杜市図書館資料等亡失・汚損・破損届出書（様式第8号）」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「マルチメディアコーナー利用申請書（様式第6号）」を「北杜市図書館マルチメディアコーナー利用申込書（様式第7号）」に改め、同条を第

13条とする。

第11条第1項及び第2項中「図書館資料」を「図書資料」に改め、同条第5項中「第1項の」を「第1項の規定により」に、「利用登録者（第2項の貸出しをしたときは、他の公共図書館等）の」を「利用者の負担とし、第3項の規定により貸出しをした場合は、他の公共図書館の」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「がない場合は、図書館予約リクエストカード（様式第5号。以下「リクエストカード」という。）」を「が貸し出されている等のために直ちに利用できない場合は、北杜市図書館（予約・リクエスト）カード（様式第6号。以下「予約・リクエストカード」という。）」に、「請求」を「予約」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用登録者は、図書館が所蔵していない図書資料の蔵書を希望するときは、予約・リクエストカードを館長に提出することができる。

第10条を第11条とする。

第9条第1号中「書籍及び印刷資料」を「書籍及び雑誌（以下「図書資料」という。）」に改め、同条第2号中「書籍及び印刷資料」を「図書資料」に改め、同条第3号中「に対して遅延のある」を「を過ぎた」に改め、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（マイナンバーカードの登録及び利用）

第9条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（マイキープラットフォーム（同項に規定する個人番号カードを様々なサービスを呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤をいう。）にマイキーIDが登録されているものに限る。以下「マイナンバーカード」という。）に利用カードとして利用できる機能を登録しようとする者は、北杜市図書館マイナンバーカードによる利用機能登録申込書（様式第5号）を館長に提出し、当該機能の登録を受けなければならない。

2 前項の規定により機能の登録をするときは、マイナンバーカード及び利用カードを提出しなければならない。

3 前2項に規定する手続を行った場合は、マイナンバーカードを利用カードとして利用することができる。

「

様式第1号（第6条関係）

様式第1号中

を

北杜市図書館利用登録（追加・修正）申込書

」

「

様式第1号（第6条関係）

北杜市教育部中央図書館長 様 に、

北杜市図書館利用登録（追加・修正）申込書

A 運転免許証 B パスポート C 健康保険証 D 学生証（学校名： ） E 在学証明書 F 身分証明書 G その他（ ）	を	A 運転免許証 B マイナンバーカード C パスポート D 健康保険証 E 学生証（学校名： ） F 在学証明書 G 身分証明書 H その他（ ）	に
---	---	---	---

改める。

様式第2号（第7条関係）

様式第2号中 を

北杜市図書館団体利用登録（追加・修正）申込書

様式第2号（第7条関係）

北杜市教育部中央図書館長 様 に、

北杜市図書館団体利用登録（追加・修正）申込書

A 運転免許証 B パスポート C 健康保険証 D 学生証（学校名： ） E 在学証明書 F 身分証明書 G その他（ ）	を	A 運転免許証 B マイナンバーカード C パスポート D 健康保険証 E 学生証（学校名： ） F 在学証明書 G 身分証明書 H その他（ ）	に、
---	---	---	----

「館長」を「図書館長」に改める。

様式第4号中「北杜市立図書館館長」を「北杜市教育部中央図書館長」に改める。
様式第10号中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に、「寄贈寄託受領書」を「北杜市図書館資料寄贈寄託受領書」に、

「
北杜市立中央図書館
館長 印 を 北杜市教育部中央図書館長 印 に、
」

「図書資料」を「図書館資料」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第9号中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に、「図書館資料寄贈寄託申込書」を「北杜市図書館資料寄贈寄託申込書」に、「北杜市立中央図書館長」を「北杜市教育部中央図書館長」に、

「
中央図書館長 を 図書館長 に改め、同様式を様式第10号とする。
」

様式第8号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に、「図書館資料複写申込書」を「北杜市図書館資料複写申込書」に、「北杜市立中央図書館館長」を「北杜市教育部中央図書館長」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第7号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に、「図書館資料等亡失・汚損・破損届出書」を「北杜市図書館資料等亡失・汚損・破損届出書」に、「北杜市立中央図書館長」を「北杜市教育部中央図書館長」に改め、同様式を様式第8号とする。

「
様式第6号(第12条関係)
様式第6号中 を
マルチメディアコーナー利用申請書
」

様式第7号(第13条関係)

北杜市教育部中央図書館長 様 に、

北杜市図書館マルチメディアコーナー利用申込書

「 _____ 「 _____ 」

A 運転免許証 B パスポート C 健康保険証
D 学生証(学校名) E 在学証明書 F 身分証明書 G その他()

を

A 運転免許証 B マイナンバーカード C パスポート
D 健康保険証 E 学生証(学校名 :) F 在学証明書 G 身分証明書 H その他()

に

改める。

「

様式第5号(第10条関係)

様式第5号中

を

図書館予約・リクエストカード

「

様式第6号(第11条関係)

北杜市教育部中央図書館長 様

に、

北杜市図書館(予約・リクエスト)カード

「

※本・雑誌・ビデオ・DVD・CD

を

「

※本・雑誌・DVD・CD

に、

「、1週間以内に借りにこられない」を「、1週間以上経過した」に、「AV資料のリクエストは受け付けておりません」を「視聴覚資料は、予約のみ受け付けます」に改め、様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第9条関係)

北杜市教育部中央図書館長 様

住 所
氏 名
(保護者名)
電話番号

北杜市図書館マイナンバーカードによる利用機能登録申込書

次のとおり、マイナンバーカードに北杜市図書館の利用カードとして使用できる機能を登録することを申し込みます。

- 1 申込日 年 月 日
- 2 利用カード番号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。